

香川県立文書館 収蔵文書目録第9集

讃岐国鷓足郡造田村

# 西村家文書目録

平成18年3月

香川県立文書館

# 解 題

## 1. 西村家と造田（そうだ）村

### （1）造田村の概況

造田村の地名の由来は、村内を流れる土器川の洪水によって移動する氾濫原で「田を造り続けてきた」ためともいわれる。また一説には「サウダ」は「沢田」（湿田）の音便で沢の田から起こったともいわれている。村内の大川山（だいせんやま）の西の尾根筋（標高675～730m）には、中寺廃寺跡がある。同寺は10世紀の創建で、昭和59年と平成16年の調査によって、山岳仏教草創期の地方山岳寺院の様相が明らかになりつつある。

造田村は、江戸期～明治23年の村名で、鵜足郡のうち長尾郷に属した。はじめは生駒氏領、寛永19年（1642）からは高松藩領。村高は、正保4年（1647）425石余、寛文3年（1663）768石余、文政9年（1826）897石余、そして天保期には869石余であった。文政期の村況は以下のとおりである。家数219戸（石居153・掘立66）・人数925人（男501人、女424人）で、職業別人数は、本百姓198人・半百姓64人・御林守1人・刀指1人・僧侶2人・社人1人・山伏3人・鍛冶1人・大工2人・猟師1人・馬医1人であった。酒株は1株、寺2ヶ寺、庵2ヶ所、牛57頭・馬4頭、池38ヶ所、神社は天川神社と梶洲神社であった。

造田村は、西村（内田免）と東村（造田免）から成り、両方に所蔵があった。その2つの免を1つの村名で1人の庄屋が治めていた。元禄3年（1690）、郷士の岡田氏が政所（庄屋）となり、以後、久保・真鍋両家が庄屋役を勤めた。文政2年（1819）から4年間、長尾村庄屋の小山喜三右衛門が兼帯庄屋を勤め、同6年から弘化2年（1845）までの22年間は西村市太夫、弘化2年から明治4年（1871）までの26年間は西村安太郎が勤めた。

造田村の産物は米・麦・大豆などであるが、文政3年御林守の忠右衛門が紙漉きを起こし、伊予から職人を招き、幕末までその業を続けた。また、村内を阿波道が通り、高松道との交差する要所であり、四国巡礼・金毘羅参詣・借耕牛の往来が多かった。

近代に入り、明治4年高松県、同9年愛媛県、同21年香川県に所属した。同8年段階の村の戸数は283戸、人口は1,156人であった。明治23年の市町村制施行時に造田村となり鵜足郡に属し明治32年からは綾歌郡に所属し、大字は編成しなかった。昭和31年琴南村造田となり、同37年からは琴南町の大字となった。

平成18年3月20日、琴南町は、満濃町・仲南町と合併し、「まんのう町」となったために、現在の地名は「まんのう町造田」である。

### （2）西村家について

西村家は旧姓森家で、戦国時代末期に来村し帰農したようである。天正16年（1588）に西村吉右衛門が村切りを願い出ている文書（「さう田ノ名寄米もり帳ひかへ」史料番号367）の存在がその

証左となろう。文政期に庄屋を勤めた西村市太夫は、造田村庄屋として在勤中、勝浦村庄屋後見役、炭所東村庄屋後見役、中通村兼帯庄屋をも勤めた。大庄屋並の待遇を与えられ、藩の永引地の興し返し地調査などに従事した。市太夫は、天保9年（1838）の巡見使の来讃に際しては、鵜足郡の引纏方の庄屋としてその手腕を発揮した。その親の西村忠右衛門は檜山植林経営の功績として苗字帯刀を許され、10数年間蔵組頭を勤めた。さらに造田紙の元請けとして国産品の増産に貢献した。市太夫の跡を継いだ西村安太郎は、弘化2年以降、動揺を見せていた藩政の下で、村政をよくまとめ難渋地対策などに努力し、明治時代になっても村政に貢献した人物であった。

## 2. 西村家文書について

### （1）目録作成の経緯

平成15年1月、琴南町教育委員会（当時）より、寄託の申込みがあった。平成16年度初めから詳細な史料整理を行い、同年度寄託契約をかわした。

### （2）文書の概要

西村家文書は、近世文書と近現代文書を内容とし、その約6割を近世文書が占める。藩政文書の残存が皆無に等しい中、讃岐高松藩の地方の状況を知りうる貴重な史料群と言える。以下、文書群の特徴を5点に絞って記述する。

#### ① 高松藩の地方支配の諸相

村方御用留にあたる「日帳」類（文化期～明治初期）が残存している。近世後期の藩支配と村方の状況が庄屋によって詳細に記録されている。また、天保9年の幕府巡見使関係史料がまとまった形で残存し、巡見使を受け入れた村の動きが読み取れる。他に、藩主の藩内巡視の史料として、天保6年（1835）の9代藩主松平頼恕のものがある。村相互で諸道具の貸借、必要経費の分担など、その状況を詳しく知ることができる。

#### ② 近世初期の検地の存在

天正15年（1587）、生駒親正が入部する。「讃州鵜足郡内田村七間百姓」（史料番号940）は、写しとはいえ、生駒入部直後の地方の状況を示す。とくに、当時土器川が二つに分かれていたことから、造田地区は内田村と造田村に別々に分かれており、「両川地域」と呼ばれていたことがわかる。また、「宇足郡造田村卯年土免定事」（史料番号163）や「宇足郡造田村辰年土免定事」（史料番号162）によって、寛文期の藩側の造田村に対する貢租の把握状況を推定できる。また、「さう田ノ名寄米もり帳ひかへ」（天正11年）はさらに重要である。『香川県史』近世I（平成元年刊）によれば、慶長2年（1597）～7年ごろ、生駒氏による検地が行われたとされる。しかし、この慶長検地が太閤検地の方法を守った画一的なものでなく、藩内各地の実情に応じた内容のものであったことを実証できる。

### ③ 入会地争論

大部分が山間部という立地条件により、田畑の生産力は限られ、したがって、百姓入会地の下草・細木は重要な資源となる。その利益をめぐる、各村間で入会地境界争いが起こってくる。享和3年(1803)に起こった中通村と造田村間の奥谷入会地争い、文化元年(1804)から天保2年(1831)まで続く、炭所西村と造田村間の柞野大羅岡引継一件などの史料により、それを知ることができる。他にも、「一札之事」と題された一紙文書中に、不許可の下草刈取・枝伐取の誤一札が多く見られ、山林が財産として公私ともに村の生活に深く関わっていたことが推測される。

### ④ 高松藩の国産奨励の中での「紙」

享和元年(1801)から文化4年(1807)まで続けられた、高松藩の政治は「享和の新政」といわれる。注目すべき政策としては、「永引改め」と「国産の奨励」である。前者は、無年貢の土地を調査し、実際に耕作されている土地の実態把握によって、耕地拡大による年貢収納増加を目指したものであった。後者は、荒地にはその土地にあった木を植え付けることを奨励することで国産の生産の積極化によって財政収入をふやそうとする目的があった。「紙方留」(史料番号751)などの史料によって、文化・文政期以後の地方における紙の生産状況と、藩の統制の推移を明らかにすることができる。

### ⑤ 阿波との結びつき

現在の香川県と徳島県の境を走っている阿讃山脈は、旧琴南町域の県境付近が最も高い。藩政時代には、この高地帯という自然条件の他に、高松藩と徳島藩がかわした「走人協定」が人々の交流を阻害していた。この協定は、慶安2年(1649)に結ばれたものであるが、文化・文政期においても適用された。「一件出入」として史料項目でまとめた史料群がその証左となる。たとえば、阿波の娘を讃岐の知り合いの娘として召し使っていたことから起こった「利右衛門一件」にかかわる史料などである。言い換えれば、これらの一件出入りが起こることは、協定の存在以上に、讃岐と阿波の交流が盛んであったことを実証するものと言えよう。

### 《参考文献》

- ・『角川日本地名大辞典 37 香川県』(角川書店 昭和60年)
- ・『琴南町誌』(琴南町 昭和61年)
- ・『香川県史 近世I』(香川県 平成元年)
- ・『日本歴史地名大系 38 香川県の地名』(平凡社 平成元年)
- ・『琴南町内遺跡発掘調査報告書第1集 中寺廃寺跡』(琴南町教育委員会 平成17年)